

宅建業の変更届(大臣免許、知事免許) 手数料不要

届出部数:3部(正本1部、副本2部(コピー可)) ※協会未加入業者は副本1部減

提出先:大臣免許→北陸地方整備局(返信用封筒を同封し、返却された副本を協会に提出すること。控えが必要な場合は写しをとること。)

知事免許→石川県建築住宅課

	変更内容	提出書類名	添付書類名	提出時期
社名・代表者名	1)商号又は名称の変更	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面) 2. 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書 ※1	1. 商業登記簿謄本(変更履歴の分かるもの)[法人のみ]※2(履歴事項全部証明書、閉鎖謄本等) 2. 業者票(変更後)の写真	変更後 30日以内
	2)代表者の姓名の変更	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第2面(代表者以外の役員))	1. 戸籍抄本【個人、法人のいずれも】 2. 商業登記簿謄本(変更履歴の分かるもの)[法人のみ]※2(履歴事項全部証明書、閉鎖謄本等)	変更後 30日以内
役員 【法人のみ】	3)役員の姓名の変更【法人】	2. 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書【代表者変更のみ】 ※1	3. 業者票(変更後)の写真(代表者変更のみ)	
	4)役員の就任(就任+退任)【法人】	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第2面)	1. 誓約書 2. 略歴書(新就任者分) 3. 身分証明書(新就任者分。本籍地市区町村発行)※2 4. 登記されていないことの証明書(新就任者分)※2 5. 商業登記簿謄本(変更履歴の分かるもの)[法人のみ]※2(履歴事項全部証明書、閉鎖謄本等)	変更後 30日以内
	【役員が代表者の場合】 【新たに業に従事する場合】	2. 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書【代表者変更のみ】 ※1 3. 従業者変更届出書	6. 業者票(変更後)の写真(代表者変更のみ) 7. 宅地建物取引業に従事する者の名簿(雇用のみ)	
政令使用人 【個人・法人】	5)役員の退任のみ【法人】 【業に従事しなくなった場合】	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第2面) 2. 従業者変更届出書	1. 商業登記簿謄本(変更履歴の分かるもの)※2(履歴事項全部証明書、閉鎖謄本等)	変更後 30日以内
	6)政令で定める使用人の姓名の変更(支店長、営業所長等)	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第3面)	1. 戸籍抄本 ※2	変更後 30日以内
政令使用人 【個人・法人】	7)政令で定める使用人の就任(就任+退任)	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第3面) 2. 従業者変更届出書	1. 誓約書 2. 略歴書(新就任者分) 3. 身分証明書(新就任者分。本籍地市区町村発行)※2 4. 登記されていないことの証明書(新就任者分)※2 5. 宅地建物取引業に従事する者の名簿(雇用のみ)	変更後 30日以内
	8)政令で定める使用人の退任 【業に従事しなくなった場合】	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第3面) 2. 従業者変更届出書		変更後 30日以内
従業者	9)従業員の雇用・解雇(異動)【大臣免許は不要】	1. 従業者変更届出書	1. 宅地建物取引業に従事する者の名簿(雇用のみ)	変更後 30日以内
専任の取引士	10)専任の取引士の姓名の変更	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第4面)	1. 戸籍抄本 ※2 2. 業者票(変更後)の写真	変更後 30日以内
	11)専任の取引士の変更・就任(就任+退任)	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第4面) 2. 従業者変更届出書(従業者変更がある場合のみ)	1. 専任の取引士設置証明書 2. 略歴書(新就任者分) 3. 宅地建物取引業に従事する者の名簿 4. 専任の取引士に係る専任状況報告書(新就任者分)【大臣免許は不要】【代表者が専任の場合不要】 5. 取引士証、従業者証明書のコピー 6. 業者票(変更後)の写真	変更後 30日以内
	12)専任の取引士の退任 【業に従事しなくなった場合】	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第4面) 2. 従業者変更届出書	1. 専任の取引士設置証明書 2. 宅地建物取引業に従事する者の名簿 3. 業者票(変更後)の写真	変更後 30日以内
事務所	13)事務所の移転(主、従たる事務所)	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第3面) 2. 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書【主たる事務所の移転のみ】 ※1	1. 事務所を使用する権原に関する書面 2-1. 自己所有物件→建物の登記簿謄本※2 2-2. 貸借物件→貸借契約書の写し 3. 案内図(附近見取り図) 4. 移転後のカラー写真(全景、業者票、内部、報酬票) 5. 商業登記簿謄本(法人で支店登記してある場合のみ)※2(履歴事項全部証明書、閉鎖謄本等といった変更の履歴が分かるもの)	変更後 30日以内
	14)従たる事務所の新設	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第3面、第4面)	1. 上記7)の政令で定める使用人の就任に関する書類 2. 上記11)に記載の専任の取引士の就任に関する書類 3. 事務所を使用する権原に関する書面 4-1. 自己所有物件→建物の登記簿謄本※2 4-2. 貸借物件→貸借契約書の写し 5. 宅地建物取引業に従事する者の名簿 6. 案内図(附近見取り図) 7. 新店舗のカラー写真(全景、業者票、内部、報酬票) 8. 商業登記簿謄本(法人で支店登記してある場合のみ)※2 9. 営業保証金の供託を証する書面(下記①又は②) ①弁済業務保証金分担金納付証明書 ②供託済届及び供託書のコピー(原本提示:県、整備局)	変更後 30日以内
	15)従たる事務所の廃止又は名称変更	1. 宅地建物取引業者名簿登載事項届出書(第1面、第3面)【廃止の場合は第4面も必要】 2. 従業者変更届出書【廃止の場合のみ】		変更後 30日以内

※1 免許証等の書換え交付については、交付時(交付通知後)に旧免許証等との交換となります。(交付申請時に免許証添付は不要)

※2 発行後3ヶ月以内のもの